**○経済産業省告示第百二十二号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年八月二十七日

経済産業大臣　武藤　容治

| 災害名 | 地域 | 指定の期間 |
|---|---|---|
| 令和七年台風第八号に伴う災害 | 沖縄県 | 令和七年七月二十七日から令和七年十一月二十六日まで |
| | 島尻郡南大東村 | |
| | 島尻郡北大東村 | |

**○防衛省告示第百九十五号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月一日から同月四日（予備、同月五日）までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百九十六号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月一日から同月四日（予備、同月五日）までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百九十七号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月一日、同月二日及び同月五日（予備、同月六日及び同月七日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百九十八号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月五日（予備、同月六日及び同月七日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三二度四五分五二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百九十九号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月八日から同月十四日までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月十一日（予備、同月十二日から同月十四日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○北海道開発局告示第七十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十七日

北海道開発局長　遠藤　達哉

その関係図面は、令和七年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四十四号、二百七十二号及び三百九十一号 | 北海道釧路郡釧路町木場三丁目三番一から同町中央一丁目一番三まで | 北海道開発局及び同局釧路開発建設部 |

供用開始の期日　令和七年八月二十七日五時